

**Q7** 配偶者居住権は、どのようにすれば第三者に対抗できるか

**A** 配偶者居住権は、登記をすることで第三者に対抗することができます。建物所有者には、配偶者に対し、配偶者居住権の設定登記を備えさせる義務が課せられています。

解説

1 登記の対抗力

配偶者居住権は、登記をすることで第三者に対抗することができます。この点、賃借権のように引渡し（借地借家31）によることはできません。また、建物所有者には、配偶者に対し、配偶者居住権の設定登記を備えさせる義務が課せられています（民1031①）。

配偶者は、建物について配偶者居住権の登記を備えた場合、これを第三者に対抗することができます（民1031②・605）。第三者によって配偶者居住権の使用を妨げられているときには配偶者居住権に基づいて妨害排除請求権を行使することができますようになります（民1031②・605の4）。

なお、配偶者居住権の対抗力は建物の使用収益に関する部分に限られ、敷地の権利関係には及びません。したがって、敷地の所有権を相続人等から譲り受けた者はここでいう第三者には当たらず、配偶者居

参考書式10 存続期間を短縮する配偶者居住権変更の登記申請書

登記申請書
登記の目的 1番配偶者居住権変更
原因 令和何年何月何日変更 ※1
変更後の事項 存続期間 令和何年何月何日から何年又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間 ※2
権利者 東京都港区南青山〇丁目〇番〇号 甲 野 誠 一 ※3
義務者 東京都新宿区四谷〇丁目〇番〇号 甲 野 花 子 ※3
添付情報 登記原因証明情報 ※4 登記識別情報 ※5 印鑑証明書
令和何年何月何日申請 東京法務局新宿出張所
登録免許税 金1,000円 ※6

書が複数枚にわたる場合に編綴することは要件とされており、これを新たに要件とすると、かえって方式違背の遺言が増えるおそれがあるからです。

もっとも、自筆証書遺言の本文に添付する財産目録については自書が不要とされたことから、第三者が財産目録を偽造し、本来の目録と差し替えてしまうような方法による改ざんのリスクは以前よりも高まりました。そのため、遺言書の一体性を確保するための配慮が求められます。

具体的な対応としては、後述する遺言書保管制度（第8章参照）を利用することが、今後は最も望ましいであろうと考えられます。遺言書保管制度を利用しない場合には、遺言書本文と財産目録の用紙を同一の封筒に入れて封緘をしたり、遺言書の用紙を編綴して契印するなどして、一体性を確保するよう工夫する必要があります。

アドバイス

自筆証書遺言の方式が緩和されたことで、遺言者が遺言書を作成する上での負担はある程度軽減されましたが、それでもなお厳格な形式要件が定められており、その要件を満たさなければ遺言者の最終意思が遺言書に反映されないこと（リスク）が存在します。また、必ずしも遺言書の内容について第三者のチェックを受けることが想定されていないことから、遺言書の記載内容が曖昧であると、その解釈をめぐって相続人間の争いにつながるおそれもあります。自筆証書遺言は、遺言者が手軽に作成できるという点では優れた方式ですが、内容・形式ともに不備のない遺言書を残すには、依然としてハードルの高い手続であるともいえます。司法書士が遺言書作成の相談を受けた際には、遺言者の意思を

**Q31** 緩和された方式により自筆証書遺言を作成する際には、どのような点に注意しなければならないか

**A** 定められた方式の要件を満たすよう十分に注意するとともに、第三者による偽造等の防止にも配慮する必要があります。

解説

1 自筆証書遺言の方式の緩和

今般の改正により、自筆証書遺言の本文に添付する相続財産の目録については、自書によることを要しないものとされました（民968②前段）（Q29参照）。これに対して、遺言書の本文、日付、氏名については、なお遺言者が自書する必要があります（民968①）。

相続財産の目録を「添付する場合」とあることから、遺言書本文と財産目録とが一体となっている場合には、自書によらない目録によるものが認められません。例えば、自書された遺言書本文の用紙に第三者が相続財産を代筆して作成したものや、預貯金通帳等のコピーの余白部分に遺言者が「当該財産を何某に相続させる」と自書して作成したものは、形式的な要件を満たさないことになります。

40年ぶりの相続法の改正と実務対応を詳解！

# Q&A 改正相続法と司法書士実務のポイント

編集 日本司法書士会連合会



相続法の改正による司法書士業務への影響について、司法書士の視点でわかりやすく解説しています。

配偶者居住権に関する登記や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度をはじめとした相続法改正のポイントを解説し、これに加え、司法書士実務で留意すべき点をアドバイスとして掲げています。

日本司法書士会連合会の編集による確かな内容です。

A5判・総頁320頁  
本体価格 3,900円+税  
送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
本体価格 3,600円+税





# 掲載内容

## 第1章 総論

- Q1 今回の改正の経緯はどのようなものか
- Q2 今回の改正の概要はどのようなものか
- Q3 施行期日・経過措置はどのように定められたのか

## 第2章 配偶者の居住権を保護するための方策

- 第1 配偶者居住権
- Q4 配偶者居住権が創設された理由は何か
- Q5 配偶者居住権はどのような場合に成立するのか
- Q6 配偶者居住権が成立した場合には、どのような効力が生じるのか
- Q7 配偶者居住権は、どのようにすれば第三者に対抗できるか
- Q8 配偶者居住権が設定されている建物の修繕や維持管理はどのようにするのか
- Q9 配偶者居住権が設定されている建物の増改築や賃貸は可能か
- Q10 配偶者居住権はどのような場合に消滅するのか
- Q11 配偶者居住権はどのように財産的評価を受けるか
- 第2 配偶者短期居住権
- Q12 配偶者短期居住権が創設された理由は何か
- Q13 配偶者短期居住権はどのような場合に成立するのか
- Q14 配偶者短期居住権が成立した場合には、どのような効力が生じるのか
- Q15 配偶者居住権と配偶者短期居住権の違いは何か
- Q16 居住建物の取得者が、配偶者短期居住権付建物を第三者に売却

した場合の法律関係はどのようなものか。また、建物の修繕や維持管理はどのようにするのか

Q17 配偶者短期居住権はどのような場合に消滅するのか

## 第3章 遺産分割等に関する見直し

- 第1 持戻し免除の意思表示の推定規定
- Q18 持戻し免除の意思表示の推定規定（民法903条4項）が新設された意義はどのようなところにあるのか
- Q19 持戻し免除の意思表示があったと推定されるために必要な居住要件はどのようなものか
- Q20 持戻し免除と遺留分侵害額請求はどのような関係にあるか
- 第2 遺産分割前の払戻し制度の創設等
- Q21 遺産である預貯金の払戻しにはどのような方法があるか
- Q22 民法909条の2の規定による遺産分割前における預貯金の払戻し制度とは、どのような制度か
- Q23 家事事件手続法200条3項の規定による遺産分割前の預貯金債権の仮分割の仮処分とは、どのような制度か
- 第3 遺産の一部分割
- Q24 遺産の一部分割の規定により、どのような遺産分割が可能になったのか
- Q25 遺産の一部分割をすることができない場合とはどのような場合か
- Q26 遺産の一部分割と遺産分割前の預貯金の払戻し制度の関係について、考慮すべきポイントはどのようなものか
- 第4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
- Q27 遺産の分割前に遺産に属する財

産を処分した場合に関して、どのような改正がなされたのか

Q28 遺産分割前に遺産に属する預貯金債権が処分された次の場合について、民法906条の2の適用があるか

① 民法909条の2により払い戻された場合

② 誰が引き出したか相続人間で争いがある場合

## 第4章 遺言制度に関する見直し

- 第1 自筆証書遺言の方式緩和
- Q29 自筆証書遺言の方式に関して、どのような改正がなされたのか
- Q30 自書によらない財産目録について加除その他の変更をするには、どのようにすればよいか
- Q31 緩和された方式により自筆証書遺言を作成する際には、どのような点に注意しなければならないか
- 第2 遺贈の担保責任
- Q32 遺贈の担保責任に関して、どのような改正がなされたのか
- 第3 遺言執行者の権限の明確化
- Q33 遺言執行者に就職した際に課される通知義務は、どのようなものか
- Q34 不動産について特定財産承継遺言がなされた場合、遺言執行者は、受益相続人のために相続登記を単独で申請することが可能か
- Q35 預貯金債権又は預貯金以外の金融商品について特定財産承継遺言がなされた場合には、それぞれ遺言執行者にはどのような権限が付与されるか
- Q36 遺言執行者の復任権に関して、どのような改正がなされたのか

## 第5章 遺留分制度に関する見直し

- Q37 遺留分制度に関して、どのような改正がなされたのか
- Q38 遺留分に関する権利行使の効果を、金銭債権が発生することとしたことにより、実務上考慮をしなければならないポイントはどのようなものがあるのか
- Q39 遺留分義務者が金銭を準備できない場合には、どのように対応すればいいのか
- Q40 遺留分や遺留分侵害額の算定は、どのように行うのか
- Q41 遺産分割の対象となる財産がある場合、遺留分の算定はどのように行うのか
- Q42 遺留分義務者が遺留分権利者の相続債務を負担した場合、遺留分侵害額請求に対してどのような対応ができるのか

## 第6章 相続の効力等に関する見直し

- 第1 権利の承継
- Q43 相続による権利の承継に関して、どのような改正がなされたのか
- Q44 預貯金などの債権の承継に関して、対抗要件を具備するためには、どうすればよいか
- Q45 相続による権利の承継に関して、遺言執行者はどのような点に注意すべきか
- 第2 義務の承継
- Q46 相続分の指定がある場合における債務の承継に関して、どのような改正がなされたのか
- Q47 債権者は、法定相続分の割合により権利を行使して、相続人から一部の弁済を受けた後であっ

ても、残額につき指定相続分による履行の請求をすることができるか

第3 遺言執行者がある場合の相続人の行為の効果等

Q48 遺言執行者がある場合の相続人の行為の効果に関して、どのような改正がなされたのか

Q49 相続債権者や相続人の債権者は、遺言執行者がある場合、権利行使をすることは可能か

## 第7章 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- Q50 特別寄与料の制度が創設された理由は何か
- Q51 特別寄与料を請求するための要件は何か
- Q52 特別寄与料の額は、具体的にどのように算定するか
- Q53 特別寄与料の額について当事者間に争いがある場合には、どのような手続があるか。また、相続人が複数いる場合には、特別寄与料をどのように請求することができるか
- Q54 特別寄与料を取得した場合には、どのように課税されるか。また、特別寄与料を支払うことになった相続人については、相続税の算定上どのような取扱いがなされるか

## 第8章 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度

- Q55 法務局における遺言書の保管制度を利用するメリットとして、

どのようなものが考えられるか

Q56 保管する遺言書の様式には、どのような要件があるか

Q57 自筆証書遺言の保管の申請は、どのようにして行うのか

Q58 遺言書が保管された後、どのような場合には、どのような手続が必要となるか

① 遺言者が保管した遺言書の内容を確認したいとき

② 遺言者が保管されている遺言書の返還を希望するとき

③ 遺言者の住所等に変更が生じたとき

Q59 自筆証書遺言が法務局に保管されている場合、その相続人等は、遺言書の保管の有無をどのようにして知ることができるか

Q60 相続人等が遺言書の内容を確認したり、遺言の内容を執行したりするには、どのような方法があるか

## 新旧対照表等

- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）による民法の一部改正の新旧対照表
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）附則（抄）
- 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2020.8)51001391

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。